

南三陸町防災ツイッター運用方針

平成26年11月1日

1 目的

本運用方針は、南三陸町防災ツイッターを住民等への情報提供媒体として運用するために必要な基本事項を定めることを目的とします。

2 用語の定義

- (1) ツイッター (T w i t t e r)
140文字以内の短い文章を投稿して、利用者（ユーザー）同士が情報を共有できるインターネットサービスをいいます。
- (2) 南三陸町防災ツイッター
南三陸町が設置・運営する公式ツイッターをいいます。
- (3) アカウント
ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいいます。
- (4) ツイート
ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいいます。
- (5) フォロー
他のユーザーのツイートを受信するよう登録することをいいます。
- (6) リプライ
他のユーザーのツイートを返信することをいいます。
- (7) リツイート
他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいいます。

3 運用管理

- (1) 南三陸町防災ツイッターの運営管理責任者は、南三陸町危機管理課長とします。
- (2) 南三陸町防災ツイッターのツイート発信は、南三陸町危機管理課職員（災害対策本部設置時においては、情報発信班）が行うものとします。
- (3) 南三陸町防災ツイッターのアカウント情報は、次のとおりとします。
アカウント： 南三陸町危機管理課
アカウント名： @minamisanrikuBS
URL： <https://twitter.com/minamisanrikuBS>

4 情報配信の頻度

必要に応じ、その都度発信します。

5 情報配信の内容

南三陸町防災ツイッターでは、次の情報を発信します。

- (1) 津波に関する情報
- (2) 気象情報（気象警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等の発表）
- (3) 緊急・災害時における避難、避難所、道路冠水、通行規制等に関する情報
- (4) 国民保護に関する情報

- (5) 安全・安心、防災・減災に役立つ情報
- (6) その他、運営管理者が配信を必要と認めた防災情報

6 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、南三陸町防災ツイッターのアカウント名を南三陸町公式ホームページ上に明示します。

7 アカウント運用方針の明示

本運用方針を南三陸町防災ツイッターのプロフィール欄で明示します。

8 フォロー、リプライ、リツイートについて

南三陸町防災ツイッターでは情報発信のみを行うものとし、他のアカウントのフォロー、リプライ及びリツイートは原則として行わないものとします。

9 免責事項

- (1) ツイートは、細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 町は、ユーザー等が南三陸町防災ツイッターを利用することによって生じた直接的・間接的な損失等について、一切の責任を負いません。
- (3) 町は、ユーザー間又はユーザーと第三者間のトラブルによって、ユーザー又は第三者が被った損害等について、一切の責任を負いません。
- (4) 町は、ユーザーにより投稿された記事内容について、一切の責任を負いません。

10 その他

本運用方針は、事前の予告なく変更する場合があります。